

令和7年3月31日

担当課：総務事務厚生課
内 線：2523
直 通：092-643-3092
担 当：砂本

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置物品業者：

住所 北海道北広島市大曲工業団地6丁目2番地13
商号又は名称 MPアグロ株式会社

2 指名停止の期間：

令和7年3月31日から令和7年6月30日まで（3箇月間）
※課徴金減免制度適用対象

3 事実概要：

公正取引委員会は、山形県が発注する豚熱ワクチン及び山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札参加業者に対し、令和7年3月13日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は当該入札参加業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

4 指名停止の理由：

上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第6号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第6号該当】

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した物品購入等の契約に係る業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6箇月以上12箇月以内